



発行 東京都

目次

告示

○介護保険法による指定調査機関の変更……………

……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)…

告示 (下水)

○下水を排除及び処理すべき区域等……………

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………

……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…

○再開発等促進区を定める地区計画の原案……………

……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

告示

●東京都告示第七十一号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の三十六第一項の規定により指定した指定調査機関から、介護保険法施行令 (平成十年政令第四百二十二号) 第三十七条の四第二項の規定により変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二日

東京都知事 舛 添 要 一

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
有限会社 ヘルスサ ポート	所在地	長野県上田 市緑が丘二 丁目七番八 号	練馬区氷川 台四丁目四 十七番二十 一〇七号	平成二十七 年六月一日

告示 (下水)

●東京都下水道局告示第六号

下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水 (雨水) を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

- 一 供用及び処理開始年月日
平成二十七年七月十日
- 二 下水 (雨水) を排除及び処理すべき区域
別表のとおり
- 三 排水施設的位置
別表に掲げる区域の地先
- 四 分流式又は合流式
分流式
- 五 終末処理場の位置及び名称
大田区大森南五丁目二番二十五号
森ヶ崎水再生センター

区名	町名	街区符号又は地番
全部告示区域	一部告示区域	

大田区 田園調布二丁目 三十六番、三十七番、四十六番、四十七番及び六十番 六十一番

同区 田園調布本町 三十四番及び四十番

世田谷区 目 宇奈根二丁目 一 十八番及び二十番

同区 鎌田二丁目 七番から十六番まで及び十八番及び二十番 四番、六番、七番、十九番及び二十番

同区 砧一丁目 十八番、二十一番から二十四番まで及び二十九番

同区 砧三丁目 二十七番及び二十九番から三十一番まで

同区 砧四丁目 二番から五番まで、十番から十二番まで及び十五番

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則 (平成十年東京都規則第二百四十三号) 第八条

において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり
公告する。

平成二十七年七月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人視覚障害者パソコンアシストネッ
トワーク

三 代表者の氏名

北神 あきら

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝五丁目二十九番二十二号 フェリス三田
一〇三号

五 定款に記載された目的

本会は、パソコン等を用いた様々な視覚障害者の社会
参加ならびに就労を支援する事業を行い、もって、視覚
障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以
上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本生活向上協会

三 代表者の氏名

亀岡 猷明

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区築地七丁目七番八一〇〇五号

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民に対して、訪問販売に
関する消費者相談情報の提供等を行い、商業倫理の確立
・公正な取引・購入者及び役務の提供を受ける者の保護
を促し、訪問販売事業の健全性を公開し、消費者保護に
寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月五日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人海外安全・危機管理の会

三 代表者の氏名

長谷川 善郎

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂五丁目二番二十号 赤坂パークビル二
階

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の個人及び企業、政府その他の団
体に対して、主として海外で発生する事件、事故、災害、
緊急事態、感染症、経営上のトラブル等に関わる海外安
全・危機管理に有用な事業を行い、被害の防止・軽減及
び海外安全・危機管理の啓発と充実を図り、もって、個
人及び企業、政府その他の団体の安全・安心と社会の発
展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲
載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人トリニテ

三 代表者の氏名

飯野 まゆみ

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市大塚百六十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害を持つ人々が、内在する能力
と可能性を最大限に発揮し地域の中でより質の高い生活
を送るための支援活動と、そういった人々を支える地域
社会づくりを目指す活動を通じて、ノーマライゼイショ
ンの理念の実現に寄与することを目的とする。(以上原
文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人同源中国語学校

三 代表者の氏名

楊 林

四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区両国一丁目十二番十三一四〇一号 グラ
ンベルク両国

五 定款に記載された目的

この法人は、広く在日中国人子女、日本人子女及び社
会人に対して、中国語の教育と普及事業、子供教育支援
事業、日、中友好の維持保全を図ること、日本と中国の
民間友好交流に寄与することを目的とする。(以上原文

のまま掲載)

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年七月二日

東京都知事 舛 添 要 一

晴海地区地区計画

変更する区域

中央区晴海三丁目及び五丁目各地内

別図のとおり

東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び中央区役所

公告の日の翌日から起算して二週間

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部

六 意見書の提出先

五 縦覧期間

四 縦覧場所

三 区域

二 位置

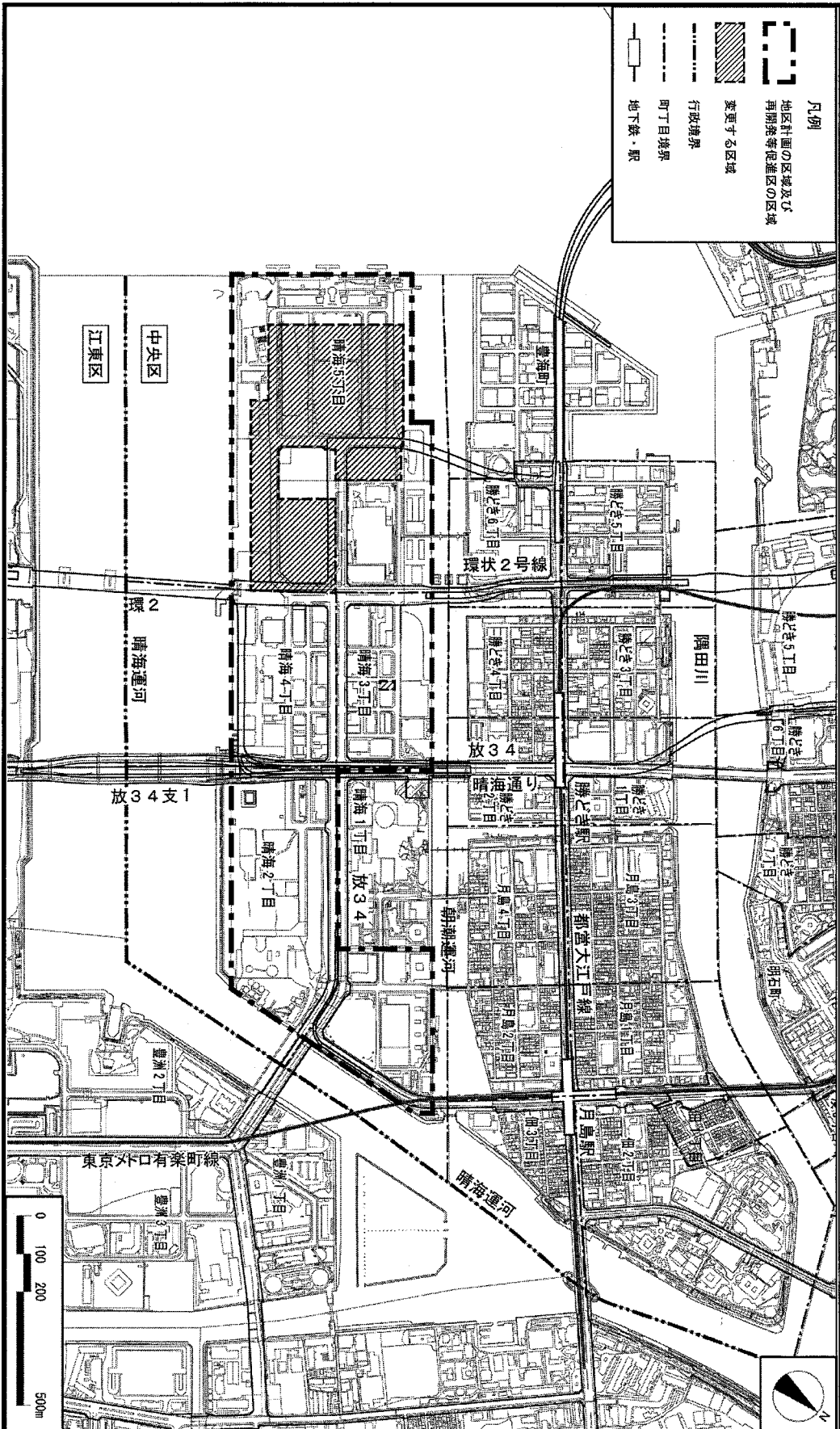
一 名称

別図

東京都計画地区計画
晴海地区地区計画

区域図

[東京都決定]



大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年七月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年七月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 カワタケビル
- 二 店舗所在地 調布市仙川町一丁目四十八番地四
ほか
- 三 設置者名 株式会社カワタケ
- 四 設置者住所 調布市仙川町三丁目一番地十六
- 五 変更前の駐車場の
位置及び収容台数 隔地ほか 五十七台
- 六 変更後の駐車場の
位置及び収容台数 隔地ほか 六十台
- 七 変更前の駐車場の
位置及び収容台数 店舗東側ほか 百二十六台

八 変更後の駐車場の
位置及び収容台数 店舗北側ほか 百三十七台

九 変更前の荷さばき
施設の位置及び面
積 店舗南東側 六十平方メートル

十 変更後の荷さばき
施設の位置及び面
積 店舗南東側 七十五平方メートル

十一 変更前の廃棄物
等の保管施設の
位置及び容量 トル
店舗南東側 十九・五八立方メー

十二 変更後の廃棄物
等の保管施設の
位置及び容量 トル
店舗南側 二十一・四七立方メー

十三 変更前の開店時
刻 午前十時

十四 変更後の開店時
刻 午前九時

十五 変更前の来客が
駐車場を利用す
ることができる
時間帯 午前九時三十分から午後十時三十
分まで

十六 変更後の来客が
駐車場を利用す
ることができる
時間帯 午前八時三十分から午後十時三十
分まで

十七 変更前の停車場
の自動車の出入
口の数及び位置 五か所 隔地ほか

十八 変更後の停車場
の自動車の出入
口の数及び位置 二か所 隔地ほか

十九 変更日 平成二十八年一月二十八日

二十 届出日 平成二十七年五月二十七日

二十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業

二十二 縦覧期間

振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)
平成二十七年七月二日から同年十
一月二日まで。ただし、東京都の
休日に関する条例(平成元年東京
都条例第十号)に定める休日を除
く。

二十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002